

社会福祉法人桜花学園 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目 的)

第 1 条

この規程は、社会福祉法人桜花学園(以下「法人」という。)定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬について定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条

役員及び評議員には、別表 1 に定める業務執行の対価として報酬を支給する事とし、賞与の支給は行わない。

2 役員報酬総額は、年間 100 万円以内とする。

(公 表)

第 3 条

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 4 条

この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(委 任)

第 5 条

この規程に定めのない、その他必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。

別表1(役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会等への出席	5,000円(但し源泉徴収後の額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤の都度	5,000円(但し源泉徴収後の額)

(2) 理事

理事会、評議員会等への出席	5,000円(但し源泉徴収後の額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤の都度	5,000円(但し源泉徴収後の額)

(3) 監事

理事会、評議員会、監事監査等への出席	5,000円(但し源泉徴収後の額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤の都度	5,000円(但し源泉徴収後の額)